

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年4月8日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

(1) 業務名 アクセラレータープログラム業務委託

(2) 業務の概要

生産年齢人口の減少や価値観の多様化など社会環境が大きく変化する中で、本市が引き続き産業中枢都市として深化し続けるためには、基幹産業である自動車産業を中心としたものづくり中小企業の新事業展開だけでなく、スタートアップ等による新たな価値や新産業の創出が必要である。

本委託では、市内で起業を目指している個人や団体、または起業間もない個人や企業等に対する伴走支援の実施及び起業のためのノウハウを学ぶ機会を提供することにより、優れたアイデアを持つ成長意欲の高い人材を発掘するとともに、地域内でのスタートアップの創出を図る。

(3) 履行期限 令和8年3月19日(木)

(4) 提案限度額 10,000,000円(消費税込み)

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

(1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の書類を提出し、契約締結能力及び信用力を確認できた場合に参加を認める。なお、各書類は参加表明書の提出日から3か月以内のものとする。

ア 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

イ 納税証明書(国税)「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)

ウ 納税証明書(愛知県税※)「法人事業税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書

エ 納税証明書(豊田市税※)「完納証明」

※豊田市内(愛知県内)に事業者がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税(愛知県税)の納税義務がないことの申出書」を提出

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

(5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人

的關係がない者であること。(資本又は人的關係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 令和2年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)発注の「起業に関するイベント企画・運営業務」で元請として1件当たり税込金額500万円以上の履行実績を有する者であること。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年4月8日(火)から令和7年4月22日(火)まで(日・月曜日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所産業部次世代産業課(ものづくり創造拠点SENTAN 2階事務室(豊田市挙母町2-1-1))又は次世代産業課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和7年4月22日(火) 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所産業部次世代産業課(ものづくり創造拠点SENTAN 2階事務室(豊田市挙母町2-1-1))
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (4) 添付資料 「2 参加資格要件(7)」が確認できる書類(契約書などの写し)
競争入札参加資格を有しない者は参加資格要件(1)アからエまでの書類

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和7年4月23日(水)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年4月22日(火) 午後5時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回 答 4月25日(金)までに参加者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面6枚以内(業務経歴のうち、契約書の写し、検査結果通知の写し及び業務担当責任者として従事したことがわかる書類の写し並びに見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載(提出部数は正本1部、副本8部)。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務経歴

令和2年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)発注の「起業に関するイベント企画・運営業務」で元請として1件当たりの税込金額500万円以上の履行実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)、契約書の写し、検査結果通知の写し及び業務担当責任者として従事したことがわかる書類の写し

(2) 業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案や意見

以下のア及びイについて提案、意見を表明すること。

ア アクセラレータープログラムの企画・運営に係る提案

(ア) プログラムの具体的な構成や開催時期等が提案されており、参加者それぞれの目標が達成されうる提案となっているか

(イ) 具体的な個別メンタリングの方法が提案されており、効果的な方法となっているか

(ウ) 具体的なワークショップの内容が提案されており、効果的な内容となっているか

(エ) 具体的な交流会の内容、開催時期が提案されており、効果的な内容、開催時期となっているか

(オ) 具体的な参加者募集の周知方法が、多くの応募が見込める効果的な方法となっているか

イ 成果報告会の開催・運営に係る提案

(ア) 成果発表会の具体的な開催方法の提案がされており、効果的な方法となっているか

(イ) 具体的な聴講者募集の周知方法が、多くの応募が見込める効果的な方法となっているか

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

以下は、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有しない者が対象。参加申請時に提出すること。

(7) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(8) 納税証明書（国税）「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）

(9) 納税証明書（愛知県税※）「法人事業税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書

(10) 納税証明書（豊田市税※）「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業者がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出

（注）上記書類は、申請日において発行日から3か月以内のものとする。

8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年5月2日（金） 午後5時まで

(2) 提出場所 豊田市役所産業部次世代産業課（ものづくり創造拠点SENTAN 2階事務室（豊田市挙母町2-1-1））

(3) 提出方法 正本1部、副本8部を持参又は郵送（提出期限必着）

あわせて、正本及び副本のPDFデータをメールにより提出すること。

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

(1) 開催日時 令和7年5月14日（水） 午後2時から午後6時までのうち指定する25

分間（時間は後日連絡する。）

- (2) 開催場所 ものづくり創造拠点SENTAN 3階セミナールーム（豊田市拳母町2-1-1）
- (3) 備 考
- ア 説明10分以内（時間厳守）、質疑応答15分とする。
 - イ 出席者は3名以内とする。
 - ウ 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
 - エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - オ 新型コロナウイルス等の感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

- (1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点300点以上の者とする。

ア 業務経歴等（100点）【事務局評価】

（ア）企業の業務実績（50点）

（イ）業務担当者等の業務実績・能力（50点）

イ 業務実施計画等（80点）【選考委員評価】

（ア）業務実施方針（16点）

（イ）本業務についての提案・意見 ア・イ（56点）

（ウ）工程計画（4点）

（エ）取組意欲（4点）

ウ 価格評価（100点）【事務局評価】

※評価点（600点）＝ア（業務経歴（100点））＋イ（業務実施計画等（80点）×5人）＋ウ（価格評価（100点））

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。
- (4) 選考は以下の5名の委員により行う。

産業部 副部長 成瀬 剛史

名古屋大学 特任教授 寺野 真明

豊田信用金庫 経営支援部 部長 井口 貴視

産業振興課 課長 川合 晃司

次世代産業課 課長 伊地知 毅

11 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知（予定）日 令和7年5月15日（木）
選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。
- (2) 契約（予定）日 令和7年6月19日（木）
プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依

頼する予定。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

1.2 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (10) 令和8年度及び令和9年度アクセラレータープログラム業務委託を実施する場合において、本業務の契約の相手方と随意契約することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が優良な場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市挙母町2丁目1番地1（ものづくり創造拠点SENTAN内）

豊田市役所産業部次世代産業課

電話 0565-47-1250（直通）

FAX 0565-47-1252

メールアドレス monozukuri-sozo@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。